平成２７年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目５番14号
債務者　安川成俊こと　安　　成俊
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市日の出１丁目５番９号　市川マンション102
債務者　齋藤　五月
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７５号
栃木県大田原市鹿畑63番地10
債務者　竹内フクヱ
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８８号
栃木県下野市文教１丁目16番地21　Ｋ－Ⅲ301
債務者　小峰　大介
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７２号
岡山市中区平井５丁目３番14－５号グランカーサ平井六番館103、旧住所大阪府寝屋川市成田西町１番29号
債務者　槻　　諒太
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3357番地20
債務者　根本　　清
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第９９８号
東京都東大和市南街１丁目36番地の13
債務者　白山泰浩こと　白　　泰浩
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８６号
栃木県矢板市末広町12番40号
債務者　大島　　守
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９２号
栃木県宇都宮市大谷町1399番地55
債務者　田代　知美（旧姓手塚・平塚）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３０７号
静岡県島田市横井４丁目17番31号
破産者　株式会社藁科組
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４２号
静岡市駿河区青木426番地の５
破産者　有限会社後藤石油
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４０号
名古屋市東区泉１丁目18番３号
破産者　サンプートレーディング株式会社
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２９号
名古屋市中川区豊成町１　豊成団地第４号棟第327号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区太平通６丁目28番地の１
破産者　有限会社林鉄筋
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
大阪市中央区心斎橋筋２丁目７番18号　プライムスクエア心斎橋11階
破産者　ＧＦＳ株式会社
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９１号
堺市堺区築港南町９番地
破産者　八幡生コン株式会社
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６１６号
京都府京田辺市松井ケ丘１－23－12、開始決定時の住民票上の住所大阪府岸和田市加守町３丁目９番５号
破産者　安田保こと　安　　保
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８１号
大阪市住之江区平林南１丁目２番57－303号
破産者　株式会社アチーブ（旧商号株式会社誠心）
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部